令和７年度優良従業員表彰実施要領

１　目的

　　　会員事業所に永年にわたり勤務する従業員の功績を表彰し、他の範とすることで、従業員の勤労意欲の向上を図り、企業の繁栄と地域経済の発展に期することを目的として実施する。

２　負担金

　　　無料

３　表彰資格

　　　大月市商工会員の事業所に勤務する従業員（除く、専従者）であり、次の（１）から（４）の要件を満たすものとする。

1. 勤務成績が優秀であること。
2. 経営者からの信頼が厚いと認められる者であること。
3. 令和７年３月３１日現在、同一事業所に下記の表彰基準に定める年数以上、引き続き勤務していること。
4. 以前に今回の表彰と同一の表彰を受けたことのない者であること。

４　表彰基準

申請書を下記の表彰基準に照らし合わせ、審査の上、表彰する。

|  |  |
| --- | --- |
| 表彰区分 | 勤務年数 |
| 全国商工会連合会長表彰 | ３０年以上（平成　７年４月１日以前からの勤務者） |
| 山梨県知事表彰 | ２０年以上（平成１７年４月１日以前からの勤務者） |
| 山梨県商工会連合会長表彰 | １５年以上（平成２２年４月１日以前からの勤務者） |
| 大月市長表彰 | １０年以上（平成２７年４月１日以前からの勤務者） |
| 大月市商工会長表彰 | ５年以上（令和　２年４月１日以前からの勤務者） |

５　表彰方法

式典は開催しないので、被表彰者への表彰状伝達式、記念品の用意等は、各事業所に任せる。また、表彰状に記載する表彰日は、令和７年１１月２３日（祝日：勤労感謝の日）付とし、該当事業所に表彰状と表彰筒を令和７年１１月２３日以前に渡すものとする。

新聞、大月市広報等に表彰者の氏名、勤務する事業所等の掲載を依頼する。

６　推薦方法

申請書類に必要事項（全国商工会連合会長表彰・山梨県知事表彰を推薦の場合は、本人の顔写真添付＜写真裏面に氏名＞）を記載し、大月市商工会まで提出するものとする。

申請書類については、商工会に準備してあるので各自取りに来るまたは、商工会ホームページよりダウンロードして用いるものとする。

※大月市商工会ホームページアドレス：　　<https://otsuki.or.jp/>

７　提出期限

**令和７年９月３日（水）必着**

８　問合せ先

　　　大月市商工会（ＴＥＬ：０５５４－２２－１６４８）